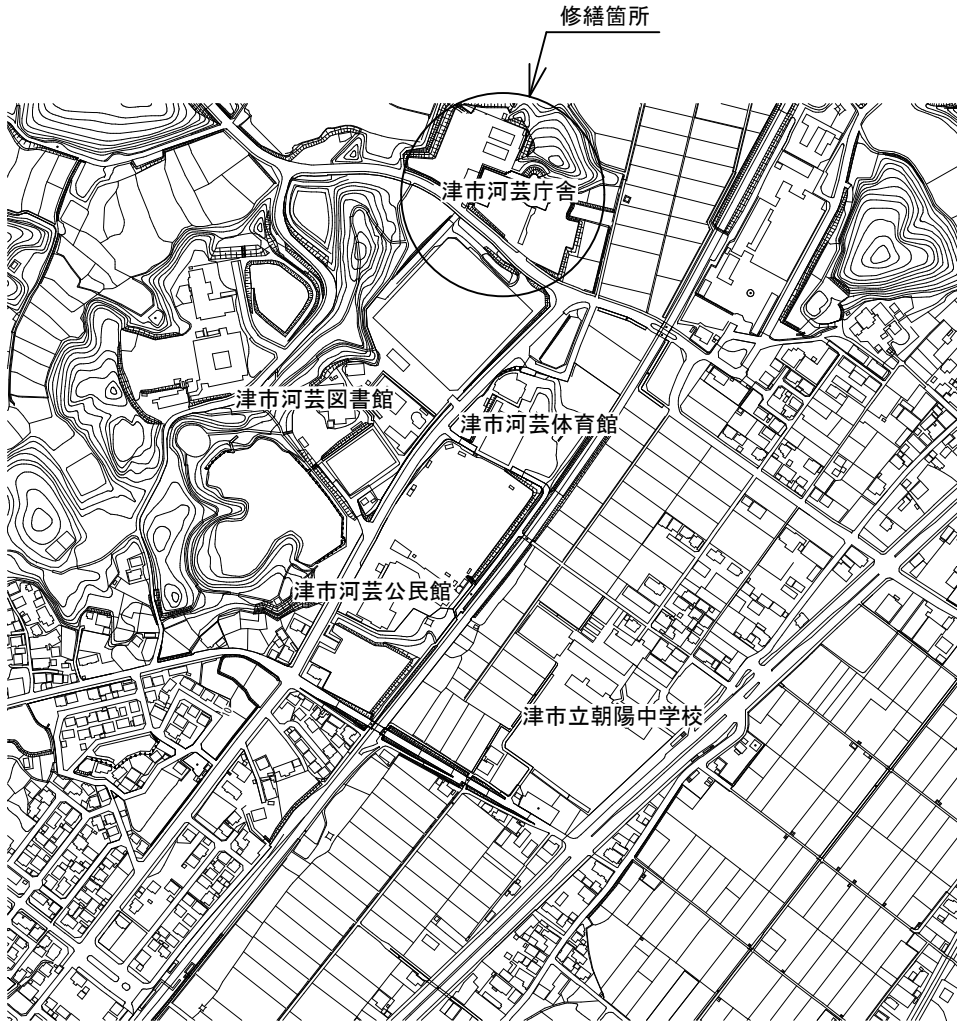




位置図

特記事項

(修繕概要)

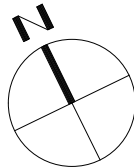
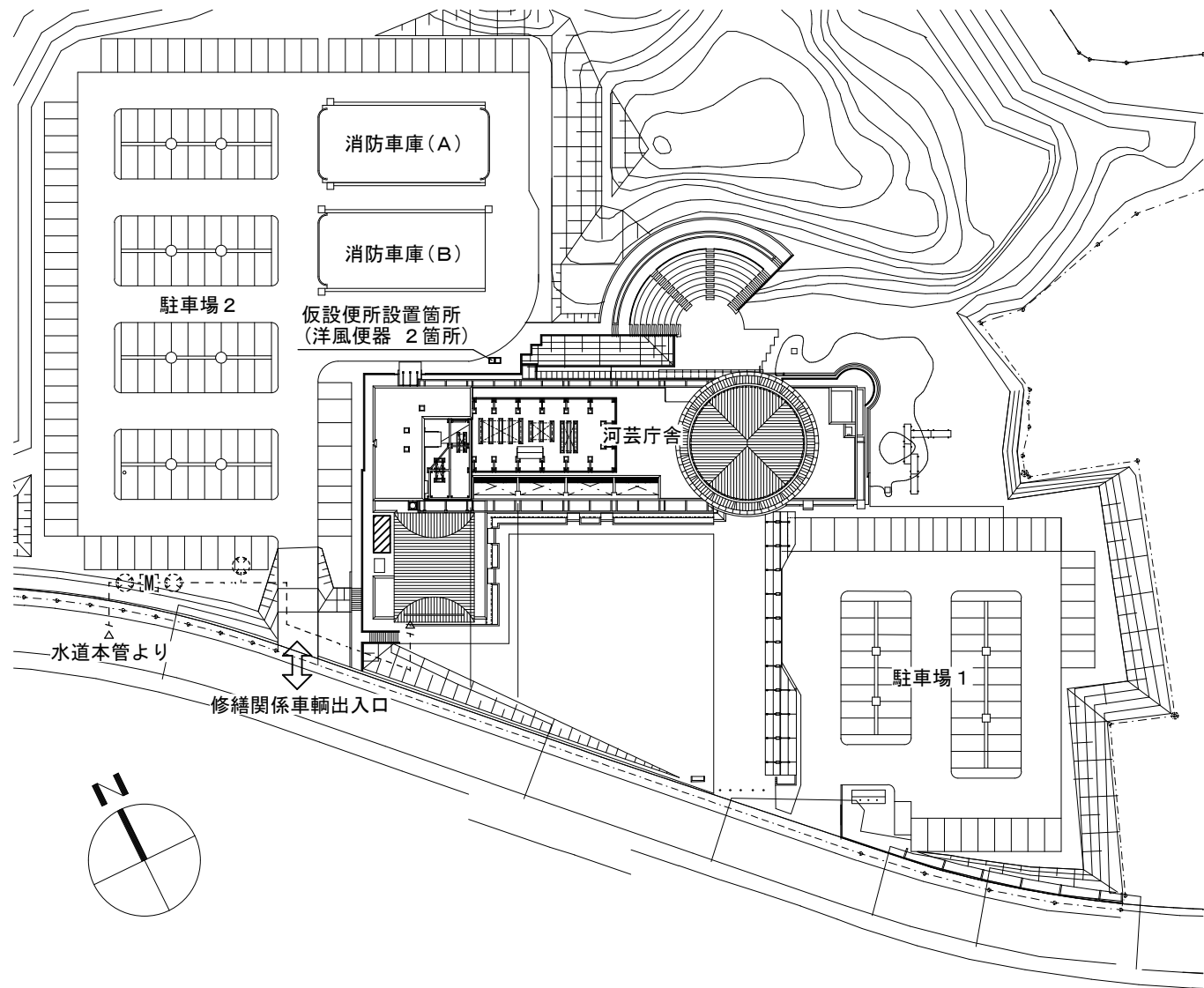
- ・既設の給水加圧ポンプユニットの取替修繕を行う。
- ・上記に伴う機械設備修繕

(施工条件)

- ・契約締結後速やかに詳細な工程を調整の上決定すること。
- ・作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手までの施設内調査は、事前に市監督員の承諾を得るものとし、施設運営に影響を与えない範囲とする。
- ・修繕期間中も施設を利用するため、安全対策には十分配慮すること。なお、作業日については、施設運営に支障をきたさないよう監督員、施設管理者と打合せをし、工事の日程を決めること。
- 断水作業は、土曜日、日曜日、祝祭日とする。
- 断水期間中は仮設便所（洋風便器：男子1、洋風便器：女子1）を設置すること。
- ・大型車両の出入りの際には誘導員を配置すること。
- ・作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等あれば、写真に記録しておくこと。また、修繕過程に於いて既設施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担に於いて速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。
- ・設計書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取合いのはつり補修復旧は本修繕に含む。
- なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- ・作業用水、電力については既存の施設を無償で利用できる。但し、施設運営に影響しないよう事前に打合わせのうえ計画し施工すること。
- ・修繕用車両及び修繕関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づいて、受注者は受注時において修繕着手前に「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出すること。
- また、修繕完了後にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へ実績報告を行い、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出すること。

(解体撤去処分)

- ・本修繕により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
- また、修繕着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・修繕完了後、マニフェストA、B2、D票を市監督員に提示すること。
- ・修繕着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告すること。



配置図 S=1/1000

 : 修繕対象範囲を示す

凡例

記 号	名 称 ・ 仕 様
————	撤去配管・新設配管
-----	現状維持配管
----- -----	配管切断・接続部分
— - - - -	給水管 硬質塩化ビニル（SGP-VB） 保温：グラスウール保温筒＋アルミガラスクロス仕上
⋈	弁類（JIS 10K）
	防振継手

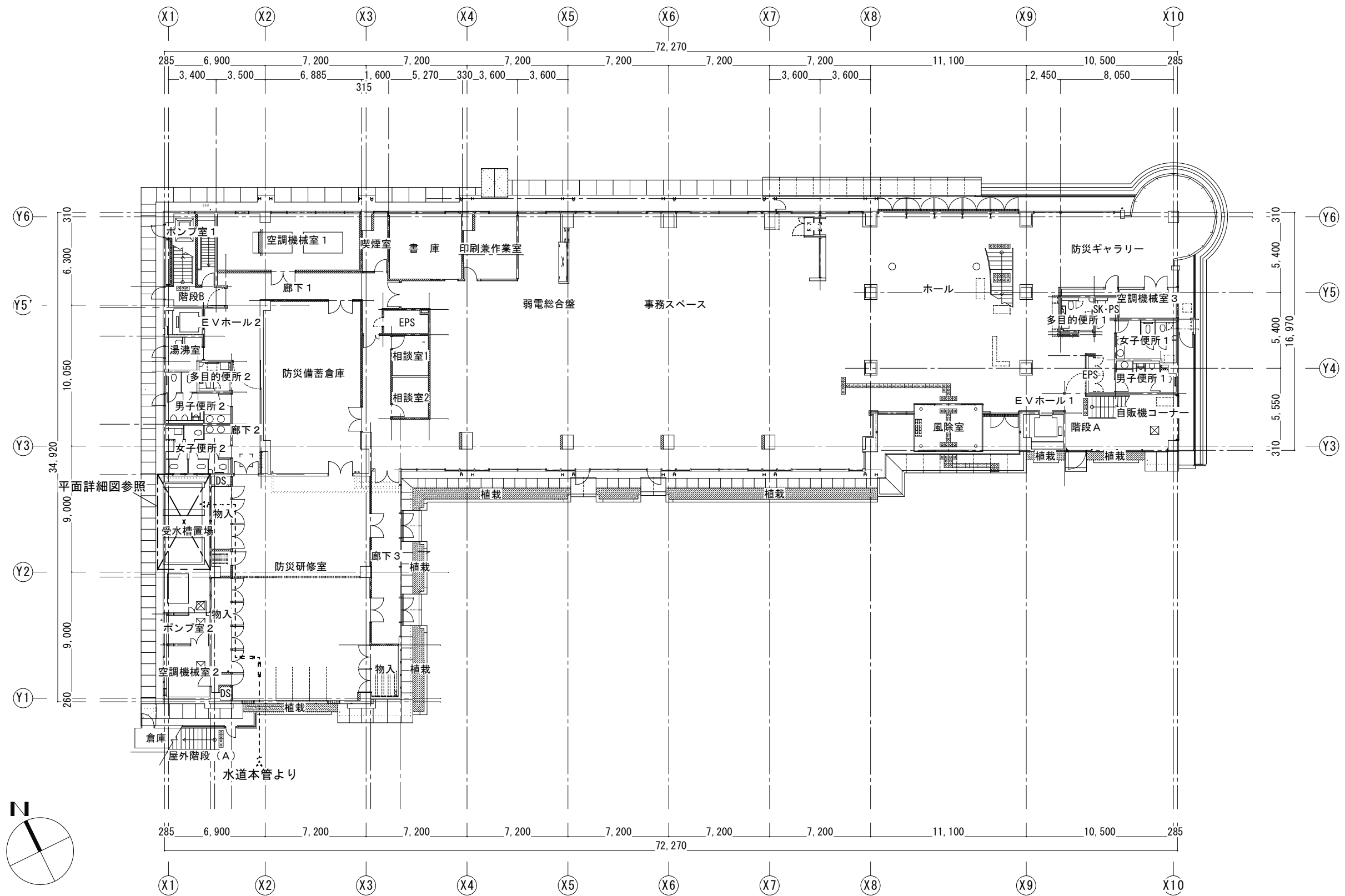
特記事項

- 1.バルブ札を取り付けること。

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」
「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」
「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）令和4年版」
「建築、電気、機械設備工事監理指針令和4年版」
独立行政法人 建築研究所監修
「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」

津市河芸庁舎給水設備取替修繕		縮尺 1/1000
図面名称	位置図・配置図・特記事項	原図：A 3
津 市 建 設 部 営 繕 課		No. 1/3



津市河芸庁舎給水設備取替修繕		縮尺 1/300
図面名称	1階平面図	原図：A 3
津市建設部営繕課		No. 2/3

